
亘理町協働のまちづくり計画 (基本指針・行動計画)

- 伊達なわたり みんなで築く わたしのわたり -



町章（昭和46年10月1日制定）亘理の「ワ」の図案化である。
簡潔、斬新かつ堂々としており、融和、
堅実性と未来への発展を表現している

平成20年4月

宮城県亘理町

第1章	はじめに	2
1	計画策定の目的	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
第2章	協働とは（協働を理解する）	4
1	協働の理念	4
2	協働の必要性	4
3	協働の領域	5
4	協働の分野	5
5	協働のパートナー	6
6	協働の手法	7
第3章	巨理町の現状と課題	8
1	巨理町の現状と課題	8
	（1）現状	8
	（2）課題	10
第4章	協働推進のための基本指針	11
1	基本原則と基本方針	11
2	町民と町の役割分担	15
第5章	行動計画	17
1	施策	17
	（1）意識改革・意識づくり	17
	（2）体制・環境整備	18
	（3）団体育成・活動支援	19
	（4）人材育成・支援	19
	（5）情報公開・情報の共有化	20
	（6）先進事例紹介（施策イメージ）	21
資料編		25
1	巨理町まちづくり基本条例	25
2	巨理町民憲章	27
3	協働に関する用語・解説	28

第1章 はじめに

私たちのまち亘理町は、宮城県南部に位置し、東は太平洋、西を阿武隈高地、そして北を阿武隈川に囲まれ、穏やかな光に満ちあふれる、美しい自然環境と温暖な気候に恵まれた地域です。

歴史も古く、町内いたるところに遺跡・史跡が点在し、藩政時代には、仙台藩祖伊達政宗公の右腕として活躍した伊達成実公をはじめ、亘理伊達家の城下町として栄えました。

このような住みよい町と幾世の先人たちが築き上げ、受け継いだ文化、歴史、産業、人情を重んじ、さらに時代とともに発展させ、「魅力ある亘理町」として次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たち亘理町民は、あらためて町民がまちづくりの主体であり、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、町民、議会及び町がともに力を合わせ、まちづくりに取り組むことが必要です。

こうした町民の参加と協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(亘理町まちづくり基本条例前文より)

本町では、平成20年4月に制定された「亘理町まちづくり基本条例」の趣旨を尊重し、協働のまちづくりを推進するために本計画を策定しました。

本町における協働のまちづくりは、未来志向の考えのもと、住民の満足度を高めながら「健康で心豊かな住みよいまちづくり」を目指すためのひとつの手法として取り組むものです。

本計画は、協働のまちづくりの理念や必要性への理解、本町の姿勢と方向性、具体的な取り組みなどを示しております。今後のまちづくりにあたっては、町民の皆さんと町がともに手を取り合い、地域の活性化さらには本町の継続的な発展を目指して行きましょう。

1 計画策定の目的

私たちのまち巨理町は、様々な組織が関わり成り立っています。行政、町内会、NPO・ボランティア、学校、企業などの組織とそれに関わる町民が、町の歴史や自然を大切にしながら、「健康で心豊かな住みよいまちづくり」を目指し、活動しています。

「まちづくり」はこれまで、行政だけに任されていると思われがちでしたが、決してそうではありません。様々な組織がそれぞれの視点で活動し、ここに関わる全ての人が協働で心を合わせなければ、本当の意味での「健康で心豊かな住みよいまちづくり」は生まれません。現在、それぞれの組織の視点から積極的に公共サービスを担うことが求められています。

しかし、立場も構成も背景も異なる組織同士が協力することは、容易ではありません。お互いの立場を理解・尊重し、時に助け合い、共通の課題を解決するために、その基本的指針となる「巨理町協働のまちづくり計画（基本指針・行動計画）」が必要となります。

2 計画の位置づけ

巨理町では、平成18年度から平成27年度を目標とする長期構想及び平成22年度を目標とする基本計画からなる「第4次巨理町総合発展計画」を定め、現在、この計画に基づき、まちづくりを進めています。

この「巨理町協働のまちづくり計画（基本指針・行動計画）」は、第4次巨理町総合発展計画の下位計画に位置づけられるとともに、平成20年4月に制定された「巨理町まちづくり基本条例」に基づき、住民と築く「地域協働のまちづくり」を実践するための計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間とします。

なお、計画を推進していくなかで、必要に応じて、随時見直しを行うこととします。

第2章 協働とは（協働を理解する）

協働を推進するためには、まず「協働」というキーワードを理解することが重要です。本章では、一般的な理念や必要性、範囲などを学びます。

1 協働の理念

一般的に協働とは、「住民と行政が、対等な立場で、目的を共有しながら、パートナーシップを確立し、町民自らの創意と工夫のもと、地域の実情に即した自治を推進するため、ともに協力して取り組むこと」とされています。

また、巨理町まちづくり基本条例での協働の定義については、「町民、議会及び町が、それぞれの責務を自覚し、共通の目的を実現するために、ともに協力すること」と定められています。行政と議会による自治に加え、町民や町内会、NPO・ボランティア、学校、企業などが良きパートナーとなり、お互いの考え方や役割を理解し、ともに力を合わせてまちづくりを推進することとしています。

2 協働の必要性

「なぜ協働に取り組む必要があるのか」という疑問を持つ方も少なくないと思います。協働によるまちづくりが求められている背景は、次のとおりです。

（1）社会・経済情勢の変化

国全体では、少子・高齢化や高度情報化、国際化の進展、環境問題など様々な課題に直面しており、地域社会においては、核家族化やコミュニティの希薄化が進んでいます。また、景気の低迷などにより個人消費が伸び悩み、大幅な経済成長も期待できないことから、税収の増加が見込めない状況にあります。現在、効率的かつ効果的に公共課題を解決する方策が求められています。

（2）住民ニーズの多様化

個人の生活様式・価値観が大きく変わってきています。また、求められている行政サービスも高度化・多様化してきています。このような環境変化に対応するために、課題を解決するための新たな手法が求められています。

（3）地方分権の進展

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、国と地方公共団体の役割が明確化され、地方公共団体に対する国の関与等が見直されました。

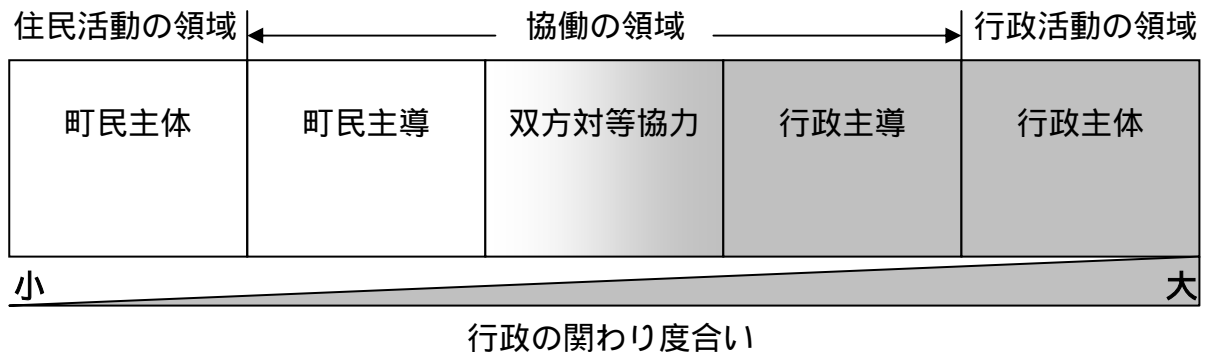
それぞれの地方公共団体は、自己責任と自己決定のもと、個性豊かな地域社会を築くことが求められています。

第2章 協働とは（協働を理解する）

3 協働の領域

町民と行政の関わり方については、一般的に、下の図のように、5つの領域に分けて考えることができると言われています。全てのことを協働で取り組むということではなく、協働で取り組むべき領域とそれぞれの責任と主体性によって行う領域に分けて考える必要があります。

- 協働の領域図 -



町民の責任と主体性によって行う領域
町民の主体性のもとに行政が協力する領域
町民と行政が対等に協力して行う領域
行政の主体性のもとに町民の協力を得ながら行う領域
行政の責任と主体性によって行う領域

協働で取り組むにあたっては、町民と行政が個々の具体的な取り組みについて、どの領域にあたるのかを整理する必要があります。

また、どの領域にあたるかは、固定的なものではなく、社会環境の変化や住民ニーズの変化によって、柔軟に考える必要があります。

4 協働の分野

協働による取り組みが行われている分野は、次に掲げるものがあります。

また、これらに限らず広く町民に利益をもたらすことができるものであれば、積極的に取り組む必要があります。

(1) まちづくりの分野（町民と築く「地域協働のまちづくり」）

地域活動
コミュニティ活動
NPO活動・ボランティア活動
地域間交流活動

(2) 環境の分野（安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」）

防災活動
交通安全活動・防犯活動
環境保全・景観形成活動

第2章 協働とは（協働を理解する）

（3）保健福祉の分野（安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」）

地域福祉の推進
 保健医療の充実
 児童福祉・子育て支援
 高齢者福祉
 障害者福祉

（4）教育・文化と交流の分野（こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」）

生涯学習活動
 学校教育活動
 健全育成活動
 芸術文化活動
 国際交流活動

（5）産業の分野（活力あふれる「産業拠点のまちづくり」）

産業振興イベント開催
 観光ボランティア活動
 産業体験・交流活動

5 協働のパートナー

協働は、パートナーとなる相手の特性を知り、その特性を十分に生かし、協力することで、個々に活動する以上の効果を得ることができます。

パートナー	内 容	特 性
町 民	町内に住む、働く、学ぶ、町民活動を行う人など、日常生活で町と関わる全ての人	多様性・独創性・自発性
地域活動団体	町内会、子ども会、PTAなど一定の区域に居住している町民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体	地域性・継続性・公益性
町民活動団体	NPO、ボランティアなど営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体	自主性・機動性・専門性
公益法人等	営利を目的としない公益的な法人（財団・社団法人、社会福祉法人など）	公益性・専門性・安定性
企 業 等	利益を目的に経済活動を行う組織体であるが、社会的責任という概念から、地域と連携した社会貢献活動を行う組織	専門性・先駆性・機動性
町 （地方自治体）	一定の地域及びそこに住む町民を存立の基礎とし、その地域における行政事務を行う団体	公平性・安定性・専門性

第2章 協働とは（協働を理解する）

6 協働の手法

協働の実施にあたっては、様々な手法があり、その中から最も効果的だと考えられる手法を選択することが大切です。

手 法	内 容	具 体 例
情 報 共 有	町民と町がお互いの必要な情報を共有することにより、行政だけでは把握できない地域の実情や課題を知ることができ、町民の活動の場も広がります。	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会 ・ワークショップ ・アンケート調査など
事業への参加	町が事業を企画立案する段階で、町民からの意見や提案を受け、町の事業にその特性や能力を活かす方法です。	<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員 ・ワークショップ ・パブリックコメントなど
事 業 提 案	町民の多様なアイデアや発想を事業に反映する方法です。町民が持つ専門的な知識や技術、地域での活動経験を、行政運営に生かすことができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の募集
共 催	町民と町が共に主催者となって、協力しながら事業を行う方法です。	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会によるイベントなど
後 援	町民が主催する公共性の高い事業に対し、町が後援名義の使用を承認する方法です。	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、講習会 ・イベントなど
補 助	事業を実施する団体に、資金の支援を行う方法です。ただし、補助する側と受ける側という立場から、対等性を失いやすいということが考えられます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助金 など
委 託	本来、行政の責任で行うべき事業を企業やNPO等に委託する方法です。専門性の高い業務を委託することで効率性の向上が図られ、行政ではできないきめ細やかなサービスが提供可能となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度 ・アウトソーシングなど
地 域 計 画	地域住民による地域の構想です。町民が主体となって、町からの情報提供を得ながら策定します。また、町は策定された計画を町の施策や計画に盛り込むことを検討します。	

1 亶理町の現状と課題

(1) 現 状

本町は、美しい自然環境と温暖な気候に加え、広域仙台都市圏という立地条件と交通の利便性により、多くの自治体が人口減少の課題を抱えるなか、人口が微増で推移しています。

また、本町では、平成18年4月に策定した第4次亶理町総合発展計画の基本施策のひとつに、町民と築く「地域協働のまちづくり」を掲げ、さらに、平成20年4月に「亶理町まちづくり基本条例」を制定し、新たなまちづくりの手法として協働による取り組みを推進しています。

人口と世帯

本町の人口は、住民基本台帳（各年3月末日現在）によると平成9年の34,397人から平成19年には35,918人へと1,521人増加しています。その理由として、本町の自然条件や仙台市近郊への交通利便性などから転入者が増えていることがあげられます。人口を年齢別の内訳で見ると、14歳以下の年少人口比率は減少し、その一方で、65歳以上の老年人口比率が増加し、少子・高齢化が進んでいることが分かります。

また、世帯数は、平成9年の9,234世帯から平成19年の10,975世帯へと1,741世帯増加し、一世帯あたりの人数は、平成9年の3.73人から平成19年の3.27人となっており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

まちづくりへの参加

本町では、これまでも各種審議会や各種事業等に多くの町民参加が進められてきました。また、平成17年12月に実施した「亶理町町民アンケート調査」では、6割弱の町民が「コミュニティ活動へ参加している」ことやボランティア活動に対しても半数強が「参加したい」という結果が示され、公益活動やボランティア活動に向けての「町民力」が潜在しているということが分かりました。しかしながら、本町の特徴のひとつとして「仙台市近郊に通勤、通学する人が多い」ことから、町外で過ごす時間がながく、ベッドタウンの課題である「昼間人口の減少」により、まちづくりへの参加者の固定化など、まちづくりへ参加しにくい環境にあります。

行政区と地域コミュニティ

本町では、昭和30年5月に行政区制度が始まり、現在、75の行政区が存在しています。行政区長は、行政に関する連絡・周知のほか、行政に対する要望・提案を行うなど、「行政と町民のパイプ役」として行政運営の一翼を担ってきました。

また、一方で町内会が存在し、地域の自治活動を行うなど、地域にとって重要な役割を担っています。

その多くでは、行政区長が町内会長を兼ねており、行政の業務に加え町内会長として地域の課題解決を図ってきました。しかしながら、少子・高齢化の進展や価値観、ライフスタイルの変化などにより、地域内のコミュニケーションが希薄化することが懸念されています。

NPO・ボランティア団体

本町では、福祉や環境、防災など、地域における共通の目的のために協力する町民活動は徐々に活性化し、登録されているボランティア団体も増加傾向にあり、町内を活動の本拠地とするNPO法人も設立されました。

今後、まちづくりに参加する意欲をさらに高め、地域課題を自主的に解決できるまでの知識と経験が求められています。

第3章 巨理町の現状と課題

(2) 課題

今後、巨理町まちづくり基本条例を町政運営の基本として、町民と築く「地域協働のまちづくり」を推進するにあたり、以下のような課題があげられます。

町民と町の役割の明確化

町民と町の役割について、巨理町まちづくり基本条例に基づき、役割をあらためて認識する必要があります。公共も全ての領域で行政が担う時代から、時代に即した新しい公共空間の形成が求められています。

町民活動は、分野、内容、範囲が様々であり、それぞれの役割（領域）を明確にする必要があります。

また、町は、事業の実施や支援の方法について、従来の手法にこだわらず、行政評価制度を活用し、評価・改善を行いながら、より効果的で効率的に実施していく必要があります。

町民の視点に立った行政の組織づくり

本町では、平成18年10月に町民にわかりやすい体制づくりを目指し組織再編を行いました。今後も町民の視点に立った組織づくりやわかりやすい情報の提供と共有が求められています。行政が進めているまちづくりや計画策定に関する情報が町民に十分に理解されるよう、関係部署が連携できる体制整備を進めなければなりません。

地域活動への参加と人材育成

安全・安心や生活環境の向上を図るうえでは、自治会活動や地域活動などコミュニティの役割が重要であり、そのあり方を検討していくことが必要です。また、町民一人ひとりが地域社会の一員として主体性を持って地域に関わり、その地域特性である柔軟性や創造性を生かした自主的な活動が求められています。諸問題解決のためには、共通の問題意識を持ち、町民組織・自治組織の再編・設立も視野に入れながら、「まちづくりに参加する」という意識の向上と積極的な町民参加が望まれます。

また、様々な活動でリーダーやまとめ役となる人が同じになることは、責任や負担が一部の参加者に集中することになり、新しい取り組みへの妨げとなります。そのため、参加者のすそ野の拡大や新しい人が参加しやすくなるような仕組みづくりを検討する必要があります。さらには、活動をとおして蓄積された成果が、地域や町民にも広がり、まちづくりに活用されることが期待されています。

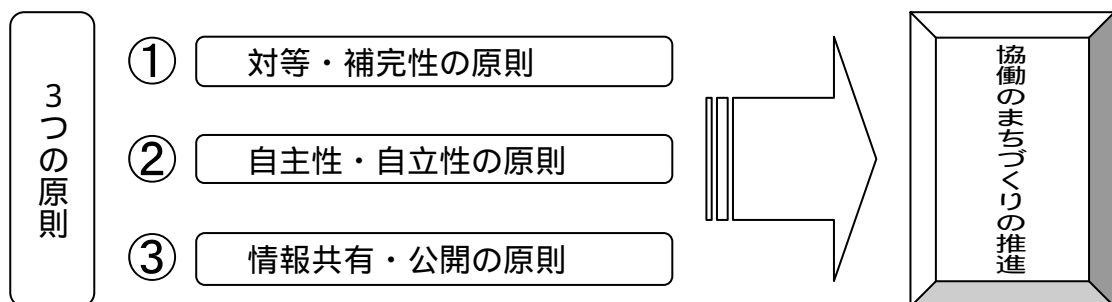
第4章 協働推進のための基本指針

1 基本原則と基本方針

町民と町との協働を進めるために、3つの原則と5つの方針を定めました。今後、協働を進めるうえで、この基本原則と基本方針に基づき、町民と町との協働のまちづくりを進めていきます。

(1) 基本原則

協働は、次の3つの原則に従って進めます。



対等・補完性の原則

お互いを理解し、対等なパートナーとして、それぞれの長所を伸ばし、短所を補い合いながらともに協力していきます。

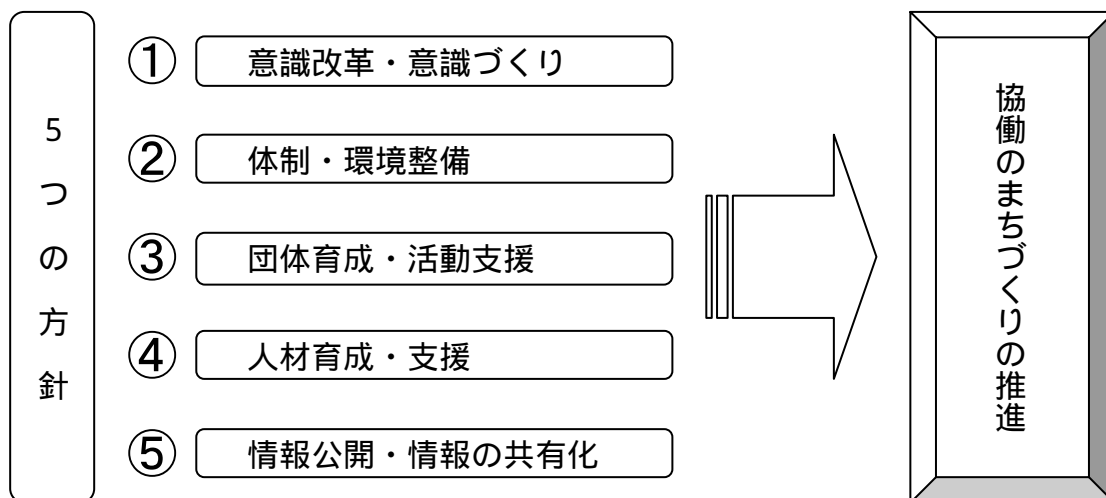
自主性・自立性の原則

各々の自由な意思に基づき、自立して独自の事業を展開できる町民活動団体が数多く育っていくことが地域社会にとって重要です。お互いが常に自立した存在として活動を進めていきます。

情報共有・公開の原則

課題に対する共通の情報・認識をもって活動することが大切です。お互いが持つ情報を積極的に公開し、透明性を確保していきます。

(2) 基本方針



意識改革・意識づくり

町民と町が、協働によってまちづくりに取り組んでいくためには、お互いの意識啓発と理解が必要です。従来の考え方や手法にとらわれることなく、「これからの公共は、町民と町との協働により成り立つもの」、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持つことが大切です。

町民と町の相互理解

町民と町がコミュニケーションを深め、お互いを理解することが重要です。自主的に課題解決などに取り組む町民と、町とがパートナーとして対等に話し合うことができる場を設けることに努めます。

町民の意識の高揚

町民一人ひとりが、「まちづくりの主役」であることを認識し、まちづくりや地域について関心を持ち、主体的な取り組みが行えるよう意識の啓発に努めます。

職員の意識改革と能力向上

職員一人ひとりが「協働は新たなまちづくりの手法」ということを理解し、積極的に協働に取り組む意識を形成します。

また、地域課題の把握や解決に向け、各種セミナーの開催を通じて、コミュニケーション能力やコーディネート能力を高めます。

体制・環境整備

協働を進めるにあたって、効率的な組織体制や活動しやすい環境を町民と町の双方に整備する必要があります。町は、円滑に協働事業が実施できるよう組織のあり方について検討を行い、また、計画段階からの町民参加を進めるため、公募制の活用を更に推進し、町民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

また、町民と町が一丸となって協働に取り組むためには、既存の各種団体を包括した地域自治組織の設立や地域活動の拠点となる施設整備など協働に取り組みやすい体制・環境の整備を行います。

協働の推進体制の整備

広範囲にわたる町民活動に対応するため、協働に関する窓口を明確化し、各部署間の調整が円滑に行える横断的な体制づくりに努めます。

また、協働を推進するため、町民と町などで構成する協働に関する推進組織の設置を検討します。

協働の推進環境の整備

様々な知識や技術を持った多くの町民の力を生かすための環境整備を進める必要があります。地域の課題解決やまちづくりには、個々で取り組むよりも組織として取り組み、活動した方が効果的であることから、既存の各種団体などを含めた地域自治組織の設立を検討します。また、その組織がいつでも活動できるように、既存の施設を活用した活動拠点施設（コミュニティセンター）の整備を検討します。

団体育成・活動支援

地域活動や公益活動においては、それぞれに活動経過や発展等の段階があります。協働のまちづくりを進めるうえでは、自立性、自主性を損なわず、最も効果的で効率的に課題解決に取り組めるように、その段階に応じた人的、財政的支援のあり方について、あらゆる面から検討し、客観的に、適宜的確な支援を行っていくことが必要です。

団体育成・支援の推進

公共の課題について自主的に取り組むNPO・ボランティア団体などへの支援と育成を行います。

人材育成・支援

「まちづくりは人づくり」と言われるように、真に協働を理解し、課題を的確に捉え、活動できる人材の育成が重要です。コミュニティリーダーを育成するため、基礎的・専門的知識を習得できる学習機会の拡充に努めます。

協働を推進するための人材育成

町民と町の双方に、協働によるまちづくりを支援できる知識や技能を持ったリーダーを育成することに努めます。

情報公開・情報の共有化

町民と町は、情報を共有するため、お互いに持つ情報を公開し協働に取り組みます。

情報提供の拡充と情報収集の推進

町は、広報紙やホームページのほか、各種説明会や職員が地域に出向く出前講座など様々な機会に、行政情報を積極的に提供しながら、意見交換を行う場を設けるなど、双方向のコミュニケーションを行い情報の共有化に努めます。

また、町民を対象とした意識調査などのアンケートを定期的実施し、住民意識の把握に努めます。

2 町民と町の役割分担

町民と町がそれぞれの役割を明確にしながら、お互いに積極的に活用することで、協働のまちづくりの推進を図ります。町民と町は、それぞれの役割を果たし、連携していくことが大切です。

(1) 町民の役割

町民（個人）の役割

地域活動への参加

一人ひとりが、地域に関心を持ち、自らの住む地域の活動（町内会等）に積極的に参加することが大切です。

町民活動・社会貢献活動への参加

自らが持つ知識や能力を町民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かすことが大切です。

情報の収集

町広報紙やホームページ、住民説明会など様々な機会を通じて、町の情報を収集することが大切です。

町内会などの地域コミュニティの役割

身近なコミュニティづくり

町民の一番身近なコミュニティの場として、町内会は、防災・防犯・福祉・環境など、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っています。

しかし、少子・高齢化や生活様式の多様化で、地域でのコミュニティが薄れつつあります。そのため、町民が参加しやすい催しなどを通して、地域の町民同士の交流を図っていくことが大切です。

地域の課題解決

地域の課題を自ら探し、その解決に向けて自ら考え行動していくことが大切です。

NPO・ボランティアなどの役割

専門知識や情報の活用

特定の目的達成のために設立された団体で、様々な分野の活動があります。行政では、取り組みが難しいと思われる専門知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用することが大切です。

活動の場の提供

自らの活動情報を積極的に発信しながら、町民に生きがいや活動の場を広く提供することが大切です。

活動の強化拡大

様々な催しに参加したり、他団体とのネットワークを築き、活動を強化・拡大していくことが大切です。

公共的サービスの提供

多様化する住民ニーズに応じて、幅広い公共的サービスを提供することが大切です。

企業の役割

まちづくりへの参加

企業も地域の一員として、社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、積極的にまちづくりに参加することが大切です。

地域活動・町民活動への支援

町内会などの地域活動や各種団体の活動に対して、資金的支援や人的支援のほか、保有する情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援することが大切です。

(2) 町の役割

職員の意識向上

研修の実施をはじめ、ボランティア活動や地域活動などへの自主的参加を促し、職員一人ひとりが協働に対する意識の向上を図るとともに、ともにまちづくりをして行こうという意識を持つことが必要です。

参加機会の提供

多くの町民が計画策定過程や各種事業に積極的に関わられるような体制を整備することが必要です。

環境の整備

まちづくりに対する支援体制や活動拠点機能の充実、町民と町とのネットワーク構築など協働の環境を整備することが必要です。

人材の育成

各種講座や講演会などの開催により、町民に専門的な知識を習得してもらい協働の担い手の発掘や、リーダー・コーディネータの育成を図ることが必要です。

情報の提供・共有

町民活動や町全体の動きを的確にとらえ、町の計画などの策定過程などを情報提供しながら、町民との情報の共有化を図ることが必要です。

第5章 行動計画

1 施策

基本方針に基づき「協働のまちづくり」を推進するため、平成20年度から取り組むプロジェクトは、次に掲げるとおりです。

【行動計画：実施時期の標記】

実施	取り組みの目標が概ね達成できるもの。また、実施に向けての試行期間も含まれます。
検討	実施の可否、または、具体的実施内容等についての検討を行います。また、準備期間も含まれます。
見直し	取り組みの目標実施後における検証・見直し等の継続的な改善、充実、拡大の実施時期を示します。
完了	既に取り組みを行い、目標を達成した項目を示します。

(1)「意識改革・意識づくり」に関する取り組み

項目 内容	スケジュール			
	H20	H21	H22	H23以降
まちづくり基本条例の制定 まちづくりの基本となるルールの策定します。				
協働のまちづくり計画（基本指針・行動計画）の策定 協働のまちづくりを推進するため、協働の理念や具体的な手法などを検討し、本町の協働に対する基本的な考え方を策定します。また、行動計画も明らかにし、計画的に取り組めます。策定後には、概要版を作成するなど、協働によるまちづくりを推進するため広く周知を図ります。				
「協働のまちづくりセミナー」の開催 町民と行政が共通理解のもと協働に取り組めるよう、協働に対する理解を深めるため大学教授や先進地で活躍している方を講師として招き、セミナーを開催します。協働の必要性はもちろん先進地事例等を学び、意識の啓発・高揚を図ります。				
協働モデル事業の実施 協働に取り組む意識づくりを行うため、町民と行政との企画立案により、モデル事業を設定し、先進的に協働事業に取り組めます。その取り組みの経過や結果を今後の協働事業に役立てるほか、広報紙や会議等において報告を行い、協働の意識づくりに役立てます。				
協働啓発事業の推進 地域の活性化や人づくり、情報発信機能の充実を促進するため、総合的な啓発活動を実施する。（シンボルマーク、キャッチフレーズ、キャラクター）				

第5章 行動計画

(2) 「体制・環境整備」に関する取り組み

項 目 内 容	スケジュール			
	H20	H21	H22	H23以降
まちづくり推進会議の開催 協働のまちづくりの研究やまちづくり基本条例の策定などを行うことを目的に町民の代表（一般公募を含む）で構成する推進会議を開催します。 <平成18、19年度実施済>				
まちづくり協働部会の設置 協働のまちづくりの研究や推進計画（基本指針・行動計画）の策定などを行う組織として、庁内に設置します。 <平成18、19年度実施済>				
附属機関等委員の公募 まちづくり基本条例に基づき、町民参加の機会の拡充と確保を目的に、公募により委員を募り、広く住民参加を求めます。 <平成12年度より実施済>				
まちづくり推進委員会の設置 まちづくり基本条例に基づき、地域協働のまちづくりを推進するため、事業の企画や実施、意見交換を行う機関として委員会を設置します。				
協働のまちづくりを推進するための専門部署の設置 協働に関する総合窓口となる部署の設置を検討します。効率的・効果的な協働の進め方、協働に関する実施形態の検証、実施後の評価、相談などの業務を行い、町民と各部署のコーディネート機能を有し、また、庁内の横断的な取り組みを可能とするための調整や協働を推進するためのマニュアルの整備などを担当します。				
「(仮称)まちづくり協議会」の設立 地域の実情に沿った住民による地域自治を推進するため、各種団体を包括した「(仮称)まちづくり協議会」の設立を検討します。設立にあたっては、効率的かつ効果的に活動が行える枠組みや地区を検討し、継続的に活動が行える協議会を目指します。				
「(仮称)協働のまちづくり推進連絡会議」の設立 住民自治を進める「(仮称)まちづくり協議会」と団体自治を行う「行政」で構成する連絡協議会の設立を検討します。まちづくりに関する情報交換や課題などを話し合い、ともに連携し合う場となることを目指します。				
既存施設を利用した地域活動拠点施設の整備 「(仮称)まちづくり協議会」の活動拠点として、公設民営型の拠点施設の整備を検討します。運営にあたっては、指定管理者制度等の活用を検討し、協議会が自主運営できるよう検討します。				

第5章 行動計画

(3) 「団体育成・活動支援」に関する取り組み

項 目 内 容	スケジュール			
	H20	H21	H22	H23以降
NPO・ボランティア団体等の育成講座の開催 NPO・ボランティア団体など、まちづくりに貢献する団体の育成を目的として、講座を開催します。				
地域づくり総合交付金の創設 「(仮称)まちづくり協議会」が策定する地区計画を実現していくための財政的支援。現在の各種補助金を整理・統合することにより財源を確保し、地域課題解決のため、柔軟にかつ有効に利用できる交付金の創設を検討します。				
助成制度(自治宝くじ助成等)の活用 コミュニティ活動の促進と健全な発展を図るため、地域振興に対して助成金が交付される制度を積極的に活用します。				
町民企画提案まちづくり制度の導入(提案型) 町民より事業の企画や改善のアイデアを提案していただき、行政が取り組みを行う制度です。町民の目線で企画などを行うことにより、町民参加型のまちづくりを推進します。				
町民企画提案まちづくり制度の導入(実施型) 町民主体の自主的活動を行っている団体などが、まちづくりに関する事業を企画提案し、行政からの補助金を財源として、その事業に取り組む制度です。				

(4) 「人材育成・支援」に関する取り組み

項 目 内 容	スケジュール			
	H20	H21	H22	H23以降
協働コーディネータ・ファシリテータ人材養成研修会の開催 協働事業や地域のまちづくり活動を支援できる知識、経験、技能を持ったリーダーとスタッフを育成するため、住民各種団体の長やスタッフ、また、役場職員を対象とした研修会を開催します。また、地域活動を担う人材を確保する目的もあります。				
研修センター等への職員派遣 協働や地域振興、業務推進に役立つ手法などの様々な研修会やまちづくりに関し調査研究を行なっている専門機関等に職員を派遣し、職員の知識と技術の向上に努めます。				

第5章 行動計画

(5)「情報公開・情報の共有化」に関する取り組み

項 目 内 容	スケジュール			
	H20	H21	H22	H23以降
住民意識調査・住民満足度調査の実施 まちづくりに関する住民の意識調査や満足度調査を行います。 <平成17年度実施済>				
行政情報の積極的な公開 広報紙やホームページに加え、各種説明会の開催や様々な機会において積極的に情報を公開します。				
まちづくり出前講座の開催 町職員が地域に出向き、町の現状や制度などについて説明と意見交換を行うものです。わたりのまちづくりについて学び、理解を深めるものです。 <平成17、18年度実施済>				
町長さんいらっしやい(移動町長室)の開催 町長が各小中学校や各種団体に出向き、子どもたちと触れ合いながら、亘理町への愛着心の育成とまちづくりに参加できる体制を整備するために開催します。				
パブリック・コメント制度の導入 行政施策に対し、町民の声を広く拝聴する制度を導入します。町の基本的な計画などの策定過程において、より多くの声を反映させるために実施します。				
提案、要望に関する取組状況の公表 町民から提案や要望のあった事項について、その内容と町の取組状況をホームページや広報紙などに掲載し、公表します。				

(6) 先進事例紹介(施策イメージ)

前段で掲げたプロジェクト(取り組み)のうち、先進的に協働に取り組んでいる市町村の施策を参考とし、イメージ化を行った場合は次のとおりとなります。

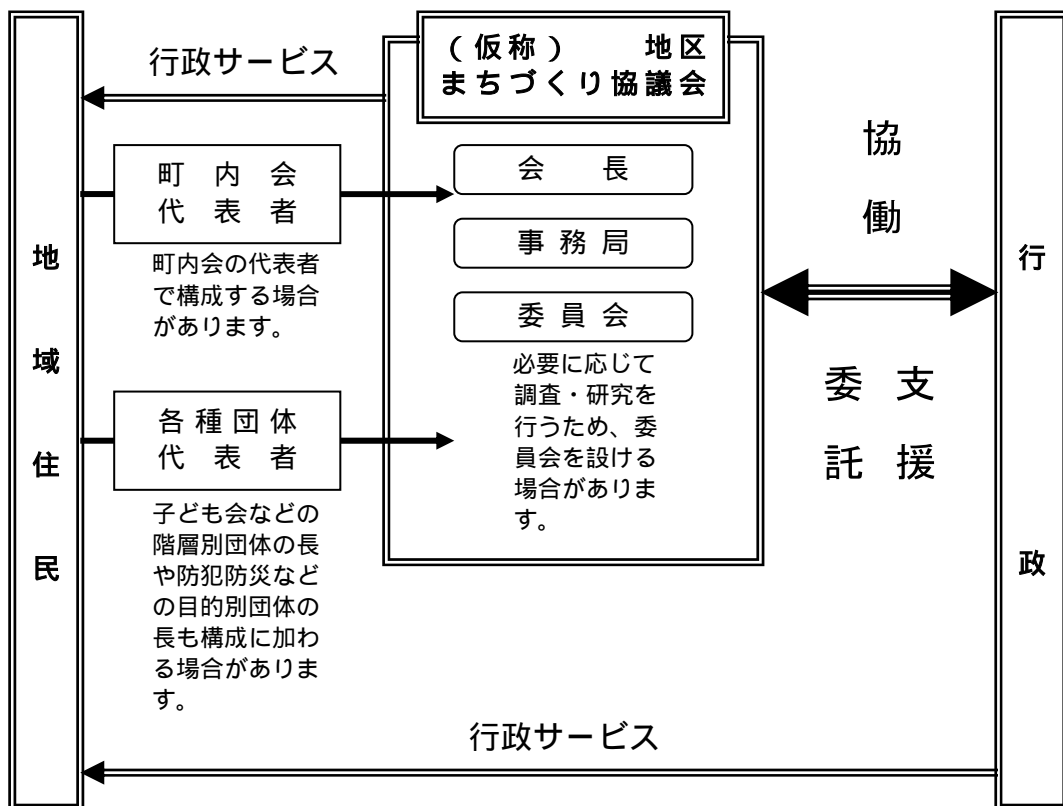
プロジェクトイメージ

(仮称)まちづくり協議会の設立

まちづくり協議会とは、協議会が管轄する地区の町内会を中心に各種団体の代表者などで構成する自治組織のことで、地区の課題の把握や情報交換を行い、その解決に取り組む機関です。

これまでの住民活動は、異なる目的や機能をもった各種団体が各々に活動していましたが、これからの人口減少や地域の課題の複雑化・多様化に対応するため、より一層の地域力の向上が求められています。協議会の枠組みとしては、町内会のほかPTAなどを構成メンバーに含む例が多く、小学校区を基準として設ける市町村が多くみられます。設立後には、地域住民による自主運営を行い、地域課題解決のための地区計画の策定や、創設を検討している地域づくり総合交付金を受け入れ、地区内への配分の決定などを行い、住民による自治を計画的に推進していくこととなります。

〔(仮称) 地区まちづくり協議会のイメージ〕



<(仮称)まちづくり協議会のポイント>

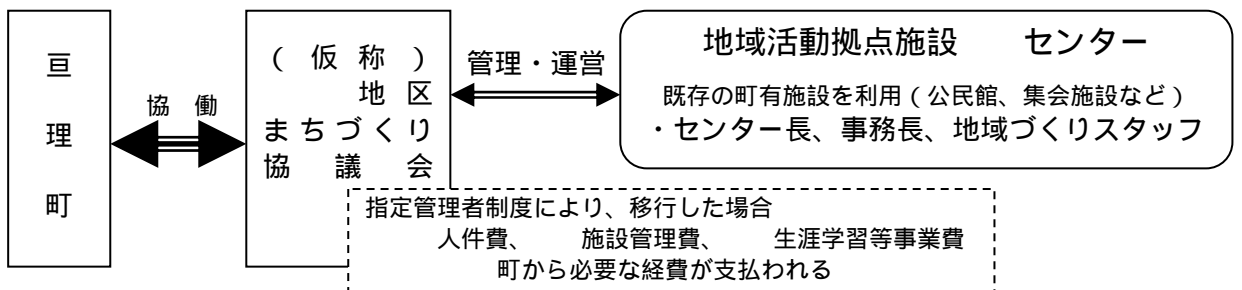
- 各種団体の課題 ・高齢化、人材担い手不足の解消 ・各種団体の連携強化
- 行政との関わり ・主体的な活動 ・活動に対する支援 ・まちづくり意識の向上
- 協議会と行政が協働して行う活動 ・行政と地域での役割分担、協働実施

プロジェクトイメージ

地域活動拠点施設の整備

(仮称) 地区まちづくり協議会が設立された場合、その活動拠点となる施設の整備が必要となります。協議会を設立している市町村では、公民館や農業施設、体育施設などを指定管理者として協議会に委託し、センター長や事務局長など地域で雇用したスタッフをもって管理運営を行っています。活動内容については、地域の実情に沿ったまちづくり事業に加え、今まで公民館で実施していた社会教育、生涯学習事業も町から協議会へ委託され実施しています。地域による地域のための施設へと移行することで、地域の活性化が促されることとなります。

〔地域活動拠点施設 センターのイメージ〕



〔地域活動拠点施設 センターへの移行の概要〕

例として、既存の公民館をコミュニティセンターへ移行した場合のイメージ

名称	公民館	センター
運営主体	教育委員会	仮称 地区まちづくり協議会
事業概要	・生涯学習、社会教育事業	・生涯学習、社会教育事業 ・地域づくり事業
設置根拠	巨理町公民館条例	巨理町 センター条例
性質	社会教育施設	コミュニティ施設
職員体制	・公民館長 ・職員	・センター長 ・事務長 ・地域づくりスタッフ
運営形態	直営	指定管理者制度による管理

<コミュニティセンターのポイント>

公民館を地域活動拠点施設 センターに移行し、(仮称) 地区まちづくり協議会が指定管理者制度により管理することを検討します。(地域によっては、農業施設や体育施設が同センターの役割を担う場合があります。)

センター職員は、センター長以下全員を地域(協議会)で雇用します。

生涯学習などを主体とした公民館(社会教育施設)を地域づくりの拠点施設(コミュニティ施設)へ移行することにより、教育委員会部局から町長部局へ所管換えになりますが、生涯学習事業は、教育委員会が担当します。

事業内容は、これまでの社会教育や生涯学習事業に、地域づくり事業が加わることとなります。

プロジェクトイメージ

地域づくり総合交付金の創設

地域で策定した地域計画を自らの発想と企画、責任により、主体的に計画を推進するための財政支援策です。従来、地域に交付していた各種補助金をできる限り地域の視点で統合し、(仮称)まちづくり協議会に対して運営費用と地域住民の合意により実施する地域づくり事業に交付するものです。

〔交付概要例〕

交付対象	交付内容
自治組織運営事業	地域自治組織の運営費用
地域づくり事業	上限 万円、複数事業実施可能

〔地域づくり事業の対象事業例〕

各まちづくり協議会が事業主体として取り組む地域計画に基づいた事業が対象となります。各種事業については、地域が主体的に取り組むものに限ります。

対象事業例	主な活動内容
地域住民交流事業	地域住民の親睦融和に資する事業、講演会の開催 など
地域活性化事業	地域資源発掘、イベントの開催 など
地域環境美化事業	道路の周辺清掃、水路の清掃、ごみ分別収集の推進 など
地域福祉・児童育成事業	P T A、子ども会育成活動、敬老会の開催 など
教育・文化事業	伝統芸能の継承、文化活動、スポーツ交流活動 など
地域防災、防犯事業	自主防災、防犯活動 など
交通安全事業	交通安全運動 など
納税奨励事業	納税の意識の普及向上、納期内納入の促進など
集会施設整備事業	集会施設の整備 など
その他、地域づくりに関する事業	調査・研究、広報普及、計画策定 など

〔総合交付金の交付対象要件〕

- (仮称) 地区まちづくり協議会であること。
- 当該区域内の町民がその団体の活動に自由に参加することができること。
- その団体の組織、会議、会計等について規約等を定め適正な運営を行っていること。
- 地域計画を策定していること。

プロジェクトイメージ

まちづくり出前講座の開催

町職員が地域や各種団体に訪問し、町の現状や各種制度について、より理解を深めていただくために、希望するメニューに沿って説明や意見交換を行うものです。この講座の内容等については、次のようなものが想定されます。

〔派遣対象〕

町内に在住、在勤、在学している団体。(町内会、PTA、企業、学校、各種団体など)

〔講座メニュー例〕

- (1) 町民と築く「地域協働のまちづくり」
 - 第4次総合発展計画
 - 巨理町の協働ってなァに(まちづくり基本条例、協働計画)
 - NPO・ボランティア
 - 情報公開と情報保護制度
- (2) 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」
 - 災害から身を守る(地域防災計画)
 - 交通安全
 - 救命・応急手当講習
 - 上下水道
 - かしこい消費者になるために
 - ごみにしないでリサイクル
 - 環境基本計画
- (3) 安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」
 - わたりの福祉
 - 国民年金
 - 介護保険制度
 - 健康づくり
 - 高齢者福祉
 - 子育て支援サービス
 - 国民健康保険
- (4) こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」
 - わたりの文化財
 - 郷土史講座
 - 生涯学習の必要性
 - ニュースポーツ実践講座
- (5) 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」
 - わたりの農業
 - わたりの商工水産業
 - わたりの観光
- (6) 町政全般
 - わたりの財政
 - 税金の仕組み
 - 議会の仕組み
 - 行政改革の取り組み

1. 巨理町まちづくり基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、巨理町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な原則を定め、自治の進展を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在学又は在勤する個人若しくは町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 議会 巨理町議会及び巨理町議会議員をいう。
- (3) 町 巨理町の執行機関をいう。
- (4) 協働 町民、議会及び町が、それぞれの責務を自覚し、共通の目的を実現するために、ともに協力することをいう。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となるものであり、他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例の定めを最大限尊重しなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念等

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民は、まちづくりの主体である。

(まちづくりの目標)

第5条 町民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

第3章 まちづくりの基本原則

(協働の原則)

第6条 まちづくりは、町民、議会及び町が、協働により推進するものとする。

(情報共有の原則)

第7条 まちづくりは、町民、議会及び町が、まちづくりに関する情報を共有して推進するものとする。

第4章 まちづくりにおける権利と責務

第1節 町民

(町民の権利)

第8条 町民は、まちづくりに参加する権利及びまちづくりに関する情報について知る権利を有するものとする。

(町民の責務)

第9条 町民は、地域社会の一員として、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりの活動においては自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 町民は、自ら地域のまちづくり活動の推進に努めなければならない。
- 3 町民は、生きがいをもって安心して暮らすために形成されたコミュニティが、まちづくりの担い手であることを認識し、その活動を尊重するとともに、積極的に参加することに努めなければならない。

第2節 議会

(議会の責務)

第10条 議会は、行政運営が常に民主的で効率的に行われているかを調査及び監視するとともに、政策立案等を行い、町民の意思が町政に反映されるように活動しなければならない。

2 議会は、その保有する情報を公開し、町民と情報を共有して、開かれた議会運営をしなければならない。

第3節 町

(町長の責務)

第11条 町長は、この条例に基づき町政を運営し、町民の信託に応えて、町民の福祉の向上のために町政を執行しなければならない。

(町の責務)

第12条 町は、その保有する情報を公開し、その権限と責任において、公正かつ誠実に町政を執行しなければならない。

2 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を行わなければならない。

3 町は、町民にわかりやすく、町政課題に効率的かつ柔軟に対応できるよう町の組織を整備しなければならない。

4 町は、まちづくりに関する活動の内容及び意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明しなければならない。

(職員の責務)

第13条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、積極的に町民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第5章 まちづくりの基本原則に基づく仕組み

(多様な参加と協働の機会の拡充)

第14条 町は、まちづくりに関する活動及びその意思決定の過程において、町民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。

(附属機関への参加)

第15条 町は審議会及びこれに類するもの(以下「附属機関」という。)の構成員を選任する場合は、その全部又は一部を公募によらなければならない。ただし、法令等の定めにより公募に適さない場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 附属機関の構成員については、男女の比率及び他の附属機関との重複等を考慮し、幅広い人材の選任に努めなければならない。

(総合発展計画等の策定)

第16条 町は、基本構想並びにこれを具体化する基本計画(以下「総合発展計画」という。)を第3章まちづくりの基本原則にのっとり、策定しなければならない。

2 町は、総合発展計画以外の計画策定にあたっては、総合発展計画との整合を図らなければならない。

3 町は、総合発展計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、町民の満足度の把握に努め、町民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。

4 町は、総合発展計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

(まちづくり推進委員会の設置)

第17条 町長は、協働のまちづくりを推進するため、亘理町まちづくり推進委員会を設置する。

第6章 国や他の地方公共団体との連携

(国や他の地方公共団体との連携)

第18条 町は、共通の課題を解決するために、国及び他の地方公共団体と相互連携を図り協力することに努めるものとする。

第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第19条 町は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応し、この条例の見直しを行うものとする。

第8章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2. 亶理町民憲章

わたくしたちの亶理町は、阿武隈川などの美しい自然にめぐまれ、古い歴史と伝統をはぐくんでまいりました。

わたくしたちは、ここを郷土とする亶理町民であることに誇りと責任をもち、みどり豊かな住みよい田園都市をつくるため、この憲章を定めます。

汗して働き、ゆとりのある豊かな町をつくりましょう

自然を生かし、花や木の多い美しい町をつくりましょう

きまりをまもり、助け合う明るい町をつくりましょう

すすんで学び、郷土をまもる文化の町をつくりましょう

希望にみちた、活力のある伸びゆく町をつくりましょう

3. 協働に関する用語・解説

今後、協働を進めるにあたっては、用語を正しく理解する必要があります。用語の意味とその関係性について確認しましょう。

N P O

- ・ Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利を目的とせず、社会的な使命（ミッション）の実現を目的とする民間組織のこと。通常「民間非営利組織」「民間非営利団体」と呼ばれている。法人格の有無にかかわらず、「利益を得てはいけない」というのではなく、NPOの利益は活動目的に再投資されます。

協働（きょうどう・Coproductioin・collaboration・partnership）

- ・ 複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。協働の概念は、アメリカのインディアナ大学のヴィンセント・オストロム教授が、1977年の著作「Comparing Urban Service Delivery Systems」の中で主要概念として、Co（「共同の」、「共通の」の意味をなす言葉）と Production（「生産」「創作」）とを結合させて生まれたものであり、これが「協働」と訳され日本に定着したものである。

コーディネータ

- ・ 物事を調整し、まとめる役目の人。協働を進めるにあたり住民と町が共に課題解決に向け考えていくことが必要であり、そのための情報提供や地域と町の担当部署などの組織をコーディネート（物事を調整し、まとめること）する機能を整備することが求められる。

コミュニティ

- ・ 住民が共同体意識、または連帯感を持って生活する一定範囲の基礎的な近隣社会。ある目的や興味を有した人同士の集団のこと。共同体。地域内の連携・連帯の希薄化が進む現在、地域コミュニティの振興が求められている。

自治基本条例

- ・ 自治に関する基本理念、原則、制度を総合的に定める最高規範。住民、議会、行政すべてを含めて規定する条例。「まちの憲法」、「自治体運営のルール」などと言われる。国内では、北海道のニセコ町が「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定（平成12年）したことから始まり、現在、全国的に制定運動が活発化している。

主体

- ・ 自覚や意志に基づいて行動したり作用を他に及ぼしたりするもの
物事を構成するうえで中心となっているもの
という二つの意味があるが、「町民が主体となってまちづくりを推進する」においては、町民のみが責任を持ちまちづくりを進めるということではなく、まちづくりを進めるうえで「主役」であるという解釈をすべきである。

住民自治

- ・ 住民自身の意志と責任において、地域における住民生活に直接関係を持つ公共・共同の事柄の監督・運営を住民自身の手により行うこと。本来、自治体の運営は、その自治体の住民の意志に基づき、住民自身の手によって行われるべきという考えのもと、自治体経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体が同じ立場で行うことを意味する。
- ・ 国から独立した地方公共団体が行う「団体自治」と並んで、住民自身の手による「住民自治」が、国の関与によらず、地方自らが地方の総合的な運営を行う「地方自治」を構成する。特に、地方分権が進む中では、「団体自治」と「住民自治」が両立した行政運営のため、自己決定と自己責任による住民主体の行政システムの構築が求められている。

- ・ 憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」

「地方自治の本旨」とは...地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行っていくこと（団体自治）と住民自らが自らの地域のことを考え、運営されるということ（住民自治）から成り立つという考えであり、地方自治にとっては、どちらも欠くことのできないものです。

地域自治組織

- ・ 基礎自治体（市町村）内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織（地方制度調査会の答申より）と定義されている。市町村における区域において、行政に頼ることなく地域のことを地域自らが決め、それを実行するためにつくられる組織である。
- ・ 既存の組織をそのまま生かしながら新たな組織を新設する「併設型」、既存の自治会や婦人会や老人クラブ、PTAなどの組織を包摂し設置される「包摂型」、既存の地縁団体より広い範囲で新たに自治組織あるいは連絡会などを設立する「階層型」に分類される。
- ・ これまで行政が行っていたものを地域に還元するとしても、既存の地縁団体では規模が小さすぎて、それを担うのは困難である場合が多い。そのため少し規模の大きな組織の設立がなされている。（例：旧町村単位、学校区単位）人的な規模とするのか面的な規模とするのかという問題も考えられる。

地区計画

- ・ 地域住民による地域の構想。地区住民が主体となって、町からの情報や技術的な支援を得ながら策定し、行政は、それを施策や計画に盛り込むことを検討、あるいは具体的な事業実施の際に、その運営を支援する。地域住民の知恵と行政からの支援との「協働」で地域の経営を支えようとする仕組み。

パブリックコメント

- ・ 行政が政策などの原案の段階で、その趣旨や目的、内容などを公表し、広く意見を募り、その内容を検討・考慮して政策などの決定を行う一連の手続き（パブリックコメント制度）のこと。

ファシリテータ

- ・ 「行動やある過程を容易に促進する」という意味の facilitate から転じた言葉であり、あることを容易にするために問題を議論する過程において、進行役や引出し役となる人のこと。単なる進行役でも、権威的な教師・指導者でもない。参加者と水平的位置にありながら、参加者の主体性（意欲・知識・経験等）を上手に引出し、コミュニケーションを円滑に促進していく役割を担う。

ボランティア(ボランティア団体)

- ・ 一般的に、自主的・自発的に無報酬で他人や社会に奉仕、貢献する活動、またはその活動を行う個人（団体）をいう。

ワークショップ

- ・ 講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルを指す。参加者が実際に直面している課題などを取り上げ、参加者相互の意見交換や発表などを行い、問題解決を図る手法である。